

施設配置等計画編
第2章 河川施設配置計画
第2-1章 河道並びに河川構造物
第4節 遊水地等

目 次

第4節	遊水地等	1
4.1	計画の基本	1
4.2	遊水地等の位置の選定	1
4.3	洪水調節計画	1
4.3.1	調節施設の計画	1
4.3.2	調節開始流量	1

平成31年3月 版

第2章 河川施設配置計画

第2-1章 河道並びに河川構造物

第4節 遊水地等

4.1 計画の基本

<標準>

遊水地等の計画に当たっては、地形、土地利用の状況、地下水位、河川の状況、自然環境、流量調節条件、越流頻度、経済性、維持管理などを考慮するものとする。

4.2 遊水地等の位置の選定

<標準>

遊水地等は、洪水防御の対象地域に対する洪水調節効果が確実に貯水容量の確保が有利である地点に設けるものとする。

4.3 洪水調節計画

4.3.1 調節施設の計画

<標準>

遊水地等の調節施設は、調節の目的に応じた効果を確実に挙げるような十分な調節機能を有するように計画するものとする。

4.3.2 調節開始流量

<標準>

調節開始流量は、調節の目的、洪水流出の特性などを考慮して、所期の効果を確実に挙げるよう決定するものとする。